

提言 「ケアラー支援条例」制定の提案

本市は、令和7年度に重層的支援体制支援事業を本格稼働させ、介護を必要とする方への課題に対応している。

しかし、その介護の大部分は、未だ家族が担っている現状がある。介護者の負担を軽減し、自己犠牲を払うことなく自立した暮らしへの支援が必要であり、家族が介護をすることが当たり前とされてきた時代から、周囲で支える時代に変化することが重要である。

高齢者や障害のある方の介護等をする家族を含め、全ての介護者をケアラーと総称し、健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする「誰一人取り残さない市政運営」につなげなければならない。その取組の一つとして、市民の皆様幅広くケアラー支援の根拠を示すことができる条例制定に向けた検討を始められたい。

提言に関連する市の取組内容

(1) R8年度取組内容

市では、高齢者や障害のある方を介護・看護する方の負担軽減と孤立防止に向け、関係機関と連携して、各種施策に取り組んでいます。

とりわけ、高齢者介護の分野では、介護保険サービスの利用による支援に加え、地域包括支援センター等での相談対応や適切な制度への接続の他、介護用品支給事業による経済的支援を行っております。

また、交流・休息支援として、「認知症介護家族のつどい」や、認知症カフェ等の開催を通じた交流・相談の場の提供、ショートステイ等のレスパイトケアの活用を推進しています。この「認知症介護家族のつどい」では、介護事業所等と連携し、施設の見学、介護体験教室や、リフレッシュを図るミニコンサート等も実施しております。

さらに、障害福祉分野との連携や、重層的支援体制を活用し、支援が必要な介護者の早期発見と、個々の状況に応じた相談体制の充実、ケアラー支援の社会的認知向上に努めています。

(2) 今後の見込み・市の考え方

介護者の個々の状況に応じた、具体的かつ実効性のある支援のため、高齢者・障害のある方に限らず、子どもや引きこもり等も含めた幅広い取組が必要であると考えております。

市としましては、現行の「舞鶴市高齢者保健福祉計画」や「舞鶴市障害者計画」等の各種計画に基づき、社会全体で介護者を支援するという趣旨のもと、施策の充実に努めており、現時点で新たに条例を制定する考えはありませんが、関係機関や支援団体等との連携を一層強化し、直接的な支援体制の更なる充実に注力してまいります。

また、地域全体で介護者を支える意識を育むため、先行自治体の事例等も参考にし、市の情勢に即した手法を引き続き検討してまいります。

担当課

福祉部 高齢者支援課、障害福祉・国民年金課